

重要事項説明書 (通所介護・総合事業サービス)

あなたに対する通所介護・介護予防通所介護・総合事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-2 OSJ成瀬ビル301
法人種別	営利法人
代表者名	坂本 康浩
設立年月日	2009年2月2日
電話番号	042-732-3735
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html http://www.o-t-p.co.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラス古淵
指定番号	相模原市長指定第 1472607983 号
所在地	神奈川県 相模原市 南区 古淵3-6-8 アペックス古淵B棟101号室
開設年月日	2015年3月1日
電話番号	042-707-9076
管理者の氏名	関口 徹也
サービス提供地域	相模原市南区 旭町、麻溝台1~7丁目、鶴野森1~3丁目、大野台1~8丁目、 上鶴間本町1~3丁目、北里1・2丁目、古淵1~6丁目、栄町、 相模大野1~6丁目、相模台1~7丁目、相模台団地、桜台、相 武台団地1丁目、西大沼1~5丁目、東大沼1~4丁目、双葉1 ・2丁目、文京1・2丁目、御園1~5丁目、南台1~6丁目、 豊町、若松1~6丁目 相模原市中央区 青葉1~3丁目、共和1~4丁目、高根1~3丁目、並木1~4 丁目、東淵野辺1~5丁目、光が丘1~3丁目、淵野辺5丁目、 淵野辺本町3~5丁目、松が丘1・2丁目、緑が丘1・2丁目、 弥栄1~3丁目、由野台1~3丁目
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート
延べ床面積	143.94㎡
利用定員	通所介護と総合事業サービスを合わせて次の通りとする。 1単位目：25名 2単位目：25名 3単位目：10名 4単位目：10名
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・総合事業における運動機器利用による機能訓練
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する

5. ご利用事業所の職員体制

1 単位目（月～金曜日の午前）

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者兼生活相談員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	2人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤1名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	3人	常勤3名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

2 単位目（月～金曜日の午後）

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者兼生活相談員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	2人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤1名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	3人	常勤3名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

3 単位目（土曜日の午前）

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
介護職員	2人	非常勤2名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

4 単位目（土曜日の午後）

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
介護職員	2人	非常勤2名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	非常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

6. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8時30分～17時45分
サービス提供時間	1 単位目（月～金）：9時00分～12時05分 2 単位目（月～金）：14時00分～17時05分 3 単位目（土）：9時00分～12時05分 4 単位目（土）：14時00分～17時05分

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、補助
職務内容

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・生活相談員は、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。また、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等の補助を行う。
- ・介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- ・看護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、疾病、保健衛生等看護に関することを行うものとする。
- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、訓練指導及び助言を行う。

8. 利用料

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合の額とする。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（負担割合証に記載されている割合が自己負担）

※詳細は別紙「料金表」参照

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(3) その他の費用 あり

があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 通所介護サービス

② 総合事業サービス

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

飲物代 1日につき 100円

(4) キャンセル料

なし

(5) 支払方法

口座振替（1回目の口座振替が始まるまでは集金とさせていただきます。）

※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-707-9076
		住所	神奈川県相模原市南区古淵3-6-8 アペックス古淵B棟101号
相模原市 介護保険課	ご利用時間	平日	午前8時45分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	042-769-8342
		住所	神奈川県相模原市中央区 富士見6-1-20 あじさい会館4階
南区高齢者相談課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時00分
	ご利用方法	電話	042-701-7704
		住所	神奈川県相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階
中央区高齢者相談	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時00分
	ご利用方法	電話	045-769-8347
		住所	神奈川県相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階
国民健康保険団体 連合会 相談窓口	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	045-329-3447
日本弁護士会 高齢者障害者のための 電話相談	ご利用時間	月～金曜日	午後1時～午後4時
		火曜日	午前10時～午後12時
	ご利用方法	電話	03-3581-9110

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに相模原市、地域包括支援センター担当職員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

・加入保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 西暦2016年3月1日

11. 研修

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後2か月以内
- ②継続研修 年2回以上実施

1 2. 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

1 3. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者 に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する 者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 4. 感染症に関する事項

1 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしてします。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 5. 第三者評価の実施状況

実施なし。

15. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者様の病状等に急変、その他事故等の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者様のご家族・主治医・介護支援専門員・市町村に連絡する等の措置を講じます。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

16. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
消火訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

- (乙) 当事業者は、
甲1に対する通所介護・総合事業サービスの提供開始に当たり、甲1
甲2に
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

西暦 2025 年 月 日

(乙) サービス事業者
主たる事務所所在地 神奈川県相模原市南区古淵3-6-8
アペックス古淵B棟101号室

名 称 リハテラス古淵

説明者

氏 名 関口 徹也 印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

西暦 2025 年 月 日

(甲1) 利用者 住 所

氏 名

(甲2) 利用者の家族 住 所

氏 名

本人との関係